

国民年金からのお知らせ

裁定請求

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした人が65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がたとえば自動的に支給されるものではありません。

裁定請求書の事前送付

25年以上の加入期間があって、老齢基礎年金等の受給年齢(老

齢基礎年金では65歳)を迎える人には、受給年齢になる約3カ月前に、日本年金機構から年金加入記録等を印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されます。

この裁定請求書を受け取った人は、内容を確認し、その裁定請求書と必要な添付書類を提出して、裁定請求の手続きをすることになります。

一方、25年の加入期間が不足している人には「年金に関するお知らせ」のハガキが日本年金機構から、6歳到達月の約3カ月前に送られてきます。

てください。

カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、資格期間には含まれる期間のことです。

主なカラ期間は、次の4つで、かつ昭和36年4月以後に20歳以上60歳未満だった期間とされています。

①厚生年金等の加入者の被扶養配

偶者であった昭和61年3月以前の期間

②学生であった平成3年3月以前の期間

③海外在住の期間(任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含む)

④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間(昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限る)

これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給権に結びつくこともありますので、ご相談ください。

\*

◆問い合わせ 京都南年金事務所 お客様相談室(☎644-1165)

◎資産の種類

Table with 2 columns: 資産の種類 (Property Type) and 内容 (Content). Rows include 構築物 (Buildings), 機械および装置 (Machinery), 船舶 (Ships), etc.

償却資産の申告は 2月2日(月)までに

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算に算入されているものが対象になります。

◆問い合わせ 課税課

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を お願いいたします

京都府内全市町村と 京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(1220㎡までの3分の1相当額を減額)します。

【減額される要件】 平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。 平成28年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要する費用の合計が50万円を超えるもの。

◆問い合わせ 課税課

徴収方法の選択はできません。個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者(事業主)は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット

- 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は 平成27年1月5日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。



口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます。(ゆうちょ銀行の場合は、納税課では受け付けできません)。なお、振替は、来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課